

第 6 回建築基準制度部会後の委員意見について

工藤 委員	・ ・ ・	p. 1
秋山 委員	・ ・ ・	p. 3
河野 委員	・ ・ ・	p. 7
共同意見 (芦原委員) (河野委員) (後藤委員) (宮原委員)	・ ・ ・	p. 12
齋藤 委員	・ ・ ・	p. 14
中島 委員	・ ・ ・	p. 15
深尾 委員	・ ・ ・	p. 17
古阪 委員	・ ・ ・	p. 18
南 委員	・ ・ ・	p. 19
上野 委員	・ ・ ・	p. 24

前回資料に関してのご意見

●P.2

1-1 現状事例として極端

このような低次元のミス为主軸にして、適合性判定の意味や方法を議論しているのではないので、例示が悪すぎるのではないか。事例としては、もっと工学的判断での見解を、技術者同士が確認し合って安全で安心できる適正な構造判断を下している例というのが本筋であろう。

ここで提示されている例のようなミスをする構造設計者の存在は、資格に関する問題ではないかと考えられる。構造の専門教育を受けていなくても、現状では構造設計ができる。コンピュータに数値を入力すれば計算結果が出るといったレベルで設計している人も実際に存在している。

●全般

1-1 適合性判定が長引いている理由は複数存在する事を正しく認識すること

1-1 適判員が自分の考え方を押し付け、工学的見地でフェアに判断してくれないなどの混乱が制度導入時に多く見受けられ、見解の相違で時間がかかった。現在では、検査機関内での講習会などで統制を図っている事もあり、随分健全になってきている。

→平行審査によって見解の相違をなくしながら、本質的なチェック機能を働かせて、より安全で安心出来る建築をうみだす。

2-1 構造設計者の図面が不足、食違いによる追加差し替えによる手もどりで時間がかかる。

→適正な設計期間を確保し、正確な設計図書を仕上げるために、発注者も設計期間を確保し設計者も努力する。現在は、設計期間は伸びずに、申請内容が多大になり、申請期間と発注準備期間（入札準備）が長くなっている傾向にある。

3-1 構造を担当する主事や指定確認検査機関の審査能力が不十分な場合、極端なケースでは、法文を勉強しながら質疑を上げてくる事が有り、初歩的な質問が相次いで時間がかかり、設計者も発注者からも不満が出た事がある。（今後増える傾向かもしれない）

→指定構造計算適合性判定機関の選択に制限をかけないなどの改善。

意見 1

構造設計者の力量差も大きく、構造設計の難易度や建物自体の複雑さにも幅がある。よって、問題をひとまとめに捉えるのは本質的に質の高い建築を目指す上で不毛な論となってしまうので、問題点を整理すべき。

意見 2

適合性判定機関の担当者の力量差を認めた上で、適切な判断能力のある審査員が判定に関わるようにすべき。特殊なケースに関しては、力量のある適判員のいるところに出せるようにする。(石川県などでは、高度な技術判断を必要とする適合性判定は、他機関で判断するように設計者に指示を出している)

これによって、密度の高い専門的協議ができ、より安心出来る建築となる。

意見 3

確認申請は、事前協議を受け付けているので、互の考え方や必要図面の合意を得て作業を進めることができる。ところが、適判機関との事前協議を認めてもらえない事が多く、並行審査を行っても、適性機関からの新たな図面請求や意見の相違が出て、やり直しになることがあり、平行審査に先駆けて適半判機関とも事前協議できるようにすると、スムーズな審査ができるのでは。

意見 4、

指定確認検査機関での取り扱い件数の増加に伴って、特定行政庁の審査能力の低下が顕著になってきている事。若い職員が主事資格取得を目指さない状況もあって、特定行政庁内部でも人材確保に苦勞している。(民間からの技術職員の中途採用が増えているとも聞いている)

主事の構造判断をどこまで期待できるのか、今後どうするのか整理すべき。

例えば、適合性判定を受けた建物については、構造の判断は適判に委ね、主事は適判員からの説明をチェックして通す。また、構造設計一級建築士の設計した建築に対しては、適判を免除するなど、構造設計者の力量に沿った審査体制を再検討する。

その他

1、木造の基準法についての整理、あるいは、判断する機関を設置するなど、どのような方向で法整備を進めようと考えているのか、方向性をご説明いただきたい。

2、技術は常に新しく進化しており、構造の学会基準で新たに定められている内容が、建築基準法には記載がないため使えない(ポジティブリスト化の弊害)状況もある。今後、基準法をどう扱うのか。

「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方」について意見・要望

1-2 構造計算適合性判定対象について

①構造計算適合性判定の対象

意見・要望

1. ルート1計算となる建築物の適用範囲となっている“軒高9m”の見直しをご検討いただきたい。
2. 木造3階建てや鉄骨造3階建てなどの小規模建築物にあっては、ルート2又はルート3の構造計算を行う建築物も適判対象から除外することをご検討いただきたい。

理由

1. 木造3階建てや鉄骨造3階建てなどの小規模建築物であっても、軒高9mを超えるものが増えてきているが、軒高9mを超える場合は、ルート1(許容応力度計算)に加えルート2又はルート3の構造計算が必要となり適判対象となる。適判対象となると構造計算書の作成費用が増大し、建築確認の期間が延びる等の負担が大きくなる。適判を回避するために、基礎高や天井高を低く計画する等を行い、豊かな居住空間を犠牲にしている事例もある。また、長期優良基準に適合する3階建て共同住宅の計画において、可変性基準である躯体天井高2650mmを採用すれば軒高9mを超えてしまう。一方、鉄筋コンクリート造にあっては、高さ20m以下までの建築物はルート1による計算(適判の対象外)が認められている。

同じ材料、同じ構造計画において、その軒高が9mか9.001mかによって、ルート1計算の適用が安全であるか危険であるかを論ずるのは妥当ではない。従来から指摘されているように、9mの値そのものに構造的な意味はなく、(人が住まうことを考えれば、軒高さ9mの地上4階建ては不可能なのだから、)9mは3階建て以下の建物に制限することを目的としていると考えるのが自然である。すなわち居住用途の常識的な3階建てが制限されるような構造高さ規制は廃すべきだが、極端に階高さの大きな3階建てを制限する等の配慮は必要であると考えるのが妥当である。木造、鉄骨造の軒高による適用範囲の見直しをご検討いただきたい。

2. 構造計算ルート1は建築主事が法適合判定を行い得る計算方法ではあるが、ルート2等の構造計算に比べ耐力壁が1.5倍程度増加するなど、設計自由度が制約を受けるため合理的設計ができない。

小規模な建築物におけるルート2による計算を例にあげれば、ルート1が主として部材の強度の保証を求めているのに対して、ルート2は強度保証に加えて、建物の地震時の変形量が許容範囲内であるか否かの確認を求めている。しかしルート1の地震時部材応力算定においても、建物の重心と剛心とのずれ(偏心)による応力補正計算(ねじり補正)を行っているように、各層の変形量や偏心量をその計算過程で得ているのである。

小規模建築物の設計において、「層間変形角」、「剛性率」、「偏心率」の数値確認は、構造計算を行う実務者は日常的に行っている。例えば、木造軸組工法にあっては「木造軸組工法住宅による許容応力度設計」(2008年版、財:日本住宅・木材技術センター発行)により、ツーバイ

フォー工法にあっても「枠組壁工法建築物構造計算指針」(2007年版、社:日本ツーバイフォー建築協会発行)により、これら3項目の解説や検討方法並びに計算事例等が整理され、実際にも活用されており、特別に高度な構造計算と見なされているものではない。

構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会(H22.11.15設置,事務局:国総研)においても、建築物の構造計算が専門家による工学的判断が必要であるという判断基準を定め、構造計算の安全性を確保するための措置を検討していることが国交省ホームページにて開示されている。同委員会資料の中に高度な工学的判断を必要とされる項目の分類が挙げられており、そこでは通常の構造計算の前提となる条件に当てはまらない場合や、荷重条件や部材配置、部材形状が特殊なもの等としている。木造3階建てや鉄骨造3階建てなどの小規模建築物にあっても、ルート2の構造計算であっても定型化された計算方法と考えられるため、工学的なガイドライン等を示すことにより特定行政庁等での審査が可能であると考え。ルート3計算の中にも規模や用途を限定することで、定型的な設計・審査が可能と認めることができるものがあるはずであり、こうした検討も進めて頂きたい。

②構造計算適合性判定機関(適判機関)における運用合理化等

意見・要望

1. 各都道府県に複数の適判機関を設け、設計者が選択できるようにしていただきたい。また、指定確認検査機関と同様に複数の県にまたがって業務を行う全国指定の判定機関を設けていただきたい。
2. 構造計算適合性判定員(適判員)の2名とも非常勤の方が担当することを禁止するルールを設けていただきたい。
3. 適判員による審査の偏りをなくするためのルール(審査基準・提出資料)の策定を進めていただきたい。

理由

1. 指定構造計算適合性判定機関数が1機関のみは2道県、業務範囲の制限によって実質1機関のみは15府県(合計すると全体の1/3超)と国土交通省資料にある。顧客の事情に合わせて確認申請を行う我々からすれば、制約条件になりやすい状況にある。そもそも構造設計に関する知識や技術は、地域によって異なるものではないのだから、複数の県にまたがって業務を行う全国指定の判定機関が行うことに問題は無い。一部の都道府県での適判機関の不足を補うことができる。
2. 適判員が非常勤の方ばかりだと連絡が取れない等、審査の進捗も滞りやすい。
3. 本来、適合性判定にかかる物件は統一的ルールになじまないとも考えられるが、適判員によって要求レベルが大きく異なり、それに伴い要求する資料も膨大なものとなるケースがある。例えばモデル化において設計者の考えと適判員の考えが異なる場合(第三者的にどちらが正解とは判断しがた)があるが、適判員が絶対的権限を持っており、適判員の指摘に従わなければ前に進まない。

事例

A県: 適判機関が実質1機関の県

担当適判員が2名とも非常勤職員であった物件は、指摘事項に関する相談や指摘の回答結果の確認等の連絡がなかなか適判員に取れず、審査において長い空白時間が生じた。また適判員と設計者の構造的見解の相違を解消するために膨大な時間を要したことから、事前相談から確認済証交付まで約5カ月を要した。担当適判員の勤務形態(適判員の常勤・非常勤は申請者に選択の余地はなく適判機関都合によって決定される。申請者にとってはその時の運で決まる。)によって、審査期間・審査に費やす労力が大きく左右される状況は、速やかに改善すべきである。

B県: 適判機関が実質1機関の県

過去にB県で申請した物件では、適判員が設計者の構造的な考え方・思想に理解を示し、特に問題なく適判審査が進んだが、ある時期に担当適判員が変更となったことで、全く同じ構造システムで設計した物件であるにも関わらず審査が大幅に滞った。前任者には了解頂いた構造的な考え方を後任者に長期に渡り認めてもらえず、結果的に事前相談から確認済証交付まで約3カ月を要した。同一機関に同一構法の建築物を申請したにも関わらず、担当適判員が異なることで審査期間に約2カ月の差が生じることは極めて不合理である。適判員個人の見解・判断によって、審査期間・審査に費やす労力が大きく左右される状況は、早期に改善すべきである。

C県: 適判機関が3機関の県

高齢者系施設を申請したが、適判員が設計者の構造的な考え方・思想に対して長期に渡り理解を示して頂けず、結果的に事前相談から確認済証交付まで約6カ月を要した。本物件は半年かけ、ようやく確認済証を取得したにもかかわらず、審査期間があまりにも長期化したことを理由に契約を解除された。C県では同じ理由で契約解除された物件が他にも1件(住宅系)あり。適判の審査期間が長期化すること、審査終了時期の見込みが立たないことで、住宅購入者の入居希望時期や事業者の事業計画が大幅に変更され、結果、計画自体を断念せざるを得ない状況は、早期に改善すべきである。

6. 新技術の円滑な導入に向けた仕組みの検討について

意見・要望

旧法第 38 条認定の復活など、汎用性が高く適用分野の幅も広い認定等の仕組みを検討し、新しい特殊な構造方法や建築材料がタイムリーに市場に導入できる枠組みを創設していただきたい。

理由

旧法第 38 条では、特殊な建築材料又は構造方法について、建築材料と構造方法を一体として認定することが可能であった。木質接着複合パネルを用いた木質プレハブ工法を例にとれば、かつて、この工法は昭和 37 年に、旧法第 38 条によって建築材料及び構造方法が施行令第 3 章第 3 節(木造)と同等以上の効力を有すると認められた。

- ・補足:現行法においては、平成 12 年の基準法改正により、指定建築材料としては「木質接着複合パネル」(平成 12 年建告第 1446 号)、工法としては「木質プレハブ工法」(平成 13 年国交告第 1540 号)と整理されている。

当時としては新しいこの構造方法をタイムリーに世に出し、普及させることができたのは、旧法第 38 条の柔軟性によるところが大きい。現建築基準法の体系において、新しい工法を開発しようとする、建築材料と構造方法について以下のような手続きが必要になる。

(1) 建築材料

- ・ 建築材料は告示又は指定にて品質基準及び強度が定められている必要がある。
 - ① 品質規格(基準)を以下のいずれかの方法で定める
 - イ) JIS規格又はJAS規格を制定する
 - ロ) 指定建築材料として平成 12 年建告第 1446 号を改正し、品質の基準を定める。
(第一号では JIS 規格、JAS 規格に適合したもの、第二号では、同告示で規定された基準に適合するものとして大臣認定を受ける)
 - ② 材料強度及び許容応力度を以下のいずれかの方法で定める
 - イ) 平成 13 年国交告第 1214 号を改正し、材料強度及び許容応力度を規定する。
 - ロ) 材料又は工法の告示に基づく強度指定をうける。

(2) 工法

- ・ 工法は以下のいずれかのルートを用いる
 - イ) 告示を制定する
 - ・新規告示を制定し、使用する建築材料、耐久性関係規定、仕様規定による設計方法及び構造計算方法等を規定する。
 - ロ) 時刻歴応答計算ルートを用いる
 - ・時刻歴応答解析による構造計算で構造安全性を確認する。

以上のような、手続きを 1 民間企業が推進するには、費用と時間の負担が非常に大きい。建築材料及び構造方法を一括で認定する旧法第 38 条認定のような制度が望まれる。

以上

「効率的かつ実効性のある確認検査制度等のあり方」に関する追加意見

平成 25 年 6 月 20 日

追記：平成 25 年 7 月 8 日

河野 晴彦

(一社) 日本建設業連合会 建築設計委員会委員長

■建築確認制度の手続き

計画変更確認申請のあり方について

意見

○計画変更を要しない「軽微な変更」の対象範囲の更なる拡大をご検討いただきたい。

○軽微な変更に該当しない内容の変更についても指定確認検査機関でも可能な計画変更に代わる簡易な手続き（例えば「変更事項報告書」の提出等）により工事の継続を認め、中間・完了検査前にまとめて計画変更を行うことができるようにしていただきたい。

(理由)

○工事中に生じる計画の変更で、下記のような例では、僅かな計画変更であっても「軽微な変更」に該当しないため、計画変更確認申請を提出しなければならず、申請者および審査者の負担になっている。

- ・主要構造部に該当する間仕切壁の位置の変更

例) 面積区画を構成する防火区画面積の位置の変更であっても、防火区画面積は「明示すべき事項」とされている為、規制範囲内である事は容易に判断出来ると考えます。

- ・日影図による再検討や天空率の再計算

例) 日影図の場合、変更前・変更後の日影図を見比べれば、日影規制に適合しているか否かの判断は容易に可能であると考えます。

- ・避難安全検証法や耐火性能検証の再検討

例) ・「建築確認手続き等の運用改善マニュアル（平成 22 年 3 月）」では避難安全検証法を適用している場合でも「計画変更の影響が居室避難の範囲を超えず、居室避難の成立が容易に確認できる場合」は「軽微な変更」としているが、「建築確認手続き等の運用改善（第 2 弾）」で示されている間仕切壁の位置の変更に対する「軽微な変更」の事例で、避難安全検証法の検討を要する場合は「軽微な変更」から除外されており、計画変更確認申請が必要とされている。

- ・ルート B は告示に示された計算方法に沿って検証するものであり、「高度な計算や検討」には該当せず、計算結果の確認は容易に行えると考えます。

計画変更と大臣認定の「軽微な変更」について

意見

- 大臣認定の「軽微な変更」に該当する範囲の更なる拡大をご検討いただきたい。
- 大臣認定の「軽微な変更」に該当する場合は性能評価機関への届出のみとする等、審査期間の短縮化をご検討いただきたい。

(理由)

- 国住指第 4942 号（平成 23 年 3 月 25 日）で大臣認定の「軽微な変更」について技術的助言が公表されているものの、その適用範囲は狭く、有効に活用できない場合が多い。また、手続き的には軽微な変更ではない場合と同等な手続きが必要であるため、審査機関の短縮効果が少ない。

- 例) ・大臣認定の「軽微な変更」に該当ものとして、「告示 1441 号に基づいた検証を行った部分で計算結果によらずに確認できるもの」とされているが、大臣認定を受けた計画の場合、告示で定められた方法によらない検証を行っている場合が多く、「軽微な変更」には該当しない事になる。
- ・大臣認定取得時の検証方法で変更部分の検証を行ない、避難上の支障が発生しない事を確認する事になる為、計算方法が告示で定められた方法によるものか否かは安全性を確認する上での障害になるものではないと考えます。また、性能評価機関においても大臣認定取得時の検証方法の適用範囲内であること確認しております。

計画変更と消防同意について

意見

- 消防の審査に影響を及ぼさない構造関係の計画変更等では、消防同意の手続きを経ず、通知等の簡易な手続きで確認済証を交付出来る制度をご検討いただきたい。

(理由)

- 構造関係のみの計画変更であっても、現行では消防同意が必要である。
- 構造関係のみの計画変更の場合、消防が審査する内容がないと考えます。

大臣認定の審査期間

意見

- 技術的な審査は、指定性能評価機関で行っているため、大臣認定取得のための国交省内部の書類審査期間の更なる短縮化をご検討いただきたい。
- 確認申請に要する期間と同様に、明確な大臣認定期間を定めるようご検討いただきたい。

(理由)

- 新規案件の場合、指定性能評価機関に評価を申し込み後、大臣認定取得までに概ね 5～6 ヶ月要する場合がある。
- 指定性能評価機関による性能評価書の発行後の大臣認定期間が不明確であり、工事着手時期が定まらず、工事工程に大きな支障をきたす場合がある。

旧法 38 条大臣認定を取得した建築物の取扱いについて

意見

○旧法 38 条大臣認定を取得した建築物の既存不適格部分については、以下に掲げる様な対策がとれないかご検討いただきたい。

①旧 38 条大臣認定の認定内容に直接かかわる部分の改修を行う場合

⇒性能評価の対象範囲を改修部分に限定して適用する事が出来る様にするなど、性能評価の部分適用を可能にする。

②上記の①以外の部分を改修する場合

⇒改修部分は法第 86 条の 7 あるいは法第 87 条に沿って対応する事とし、大臣認定の認定内容に直接かかわる部分については引き続き既存不適格とする。

(理由)

○建築基準法旧 38 条による大臣認定を取得した建築物の既存不適格項目のうち、現行法では適用除外出来ない規定がある建築物の場合、増改築や用途変更を断念せざるを得ないケースがある。

例) ・床面積 3000 m²を超える大規模なアトリウムの面積区間免除

⇒現行法に適合させるべく床面積 3000 m²以下に防火区画する事が物理的に困難な場合が多い。

・無耐火被覆の FR 鋼をアトリウムの一部に使用

⇒現行法に適合させるべく耐火被覆を施す事になるが、改修工事が大掛かりになり、建築主の費用面の負担が大きい。

・非常用エレベーター乗降ロビーの加圧排煙設備

⇒加圧排煙設備については告示が制定されたが、大臣認定を受けて採用されているシステムは告示に適合するものが極めて少なく、外壁に避圧口を設ける等の大規模な改修が必要となる場合が多い。

○確認申請を伴わない改修工事においても、大臣認定内容の変更に伴い、現行の規定に基づく大臣認定の再取得が必要となる。

○性能検証で適用除外とできる規定であっても、建物全体（あるいは階）単位で性能検証を適用する事になる為、改修工事を行う範囲外の仕様規定に適合している居室等も検証する事になり、検証結果に適合させる為の工事が必要になる場合がある。

また、これらの改修工事は建物を使用しながら実施する事が多く、

①改修工事を行わない既存のテナントへの影響を考慮し、改修を断念する場合もある。

②避難施設に係る部分の改修工事を行う場合は、工事期間中の避難安全性の確保に問題が発生する場合も想定される。

例) ・避難経路に面する部分の扉を防火設備に改修

・居室の出口の増設

・避難階段に前室を設置

■仮使用承認制度

仮使用承認の円滑化について

意見

○指定確認検査機関でも仮使用承認を行なうことができるようにしていただきたい。そのため、指定確認検査機関にも裁量性のある判断権限を与えることや、裁量の必要性の無い事項の確認で済むレベルに対し仮使用承認できるような方策をご検討いただきたい。

(理由)

○昨今では、テナント未入居による仮使用承認取得だけでなく、老朽化した既存建築物の機能を生かしながら建替を行う計画が増加しており、複数回にわたって仮使用承認の検査を受ける必要があるケースも増えている。

○平成 23 年度の全確認件数のうち、約 8 割を指定確認検査機関が担っているという現状があるが、現在は、指定確認検査機関は仮使用承認を行うことができないこととされている。当該建築物について予備知識のない特定行政庁が判断しているのは不合理と考えられる。

○資料 3 の 26 ページには「仮使用承認の審査基準のうち、③（防火管理体制等が適切に計画されていること）については、個別に裁量性のある判断が必要」とされているが、この内容については消防も審査を行っており、裁量性のある判断を指定確認検査機関だけが行う事にはならないと考えられる。

■昇降機、遊戯施設の建築確認の審査

昇降機等の確認申請における設計者資格について

意見

○昇降機等のメーカーにおける製造者責任の範囲を定め、設計者と製造者の責任範囲を明確にしていだきたい。

(理由)

○昇降機等の確認申請は、建築物本体の確認申請とは別に、昇降機メーカーが提出している。

○昇降機自体に関する機能、機構が高度かつ複雑化してきている中で、設計者等はその技術的内容を把握する事は困難であるとともに、昇降機メーカーから十分に技術的詳細が開示される状況にもない。

○昇降機等の構造に係る部分の設計は昇降機メーカーによって設計されており、昇降機メーカーから提示された建物本体に作用する荷重条件を建物本体や支持材に反映して検討を行っているのが実情。

○建築確認申請においては、昇降機メーカーにて作成した仕様書・昇降機の平面・断面図を添付し、建築図等に施行規則第 1 条の 3 第 4 項に規定する昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置・構造を明示するとともに、オーバーヘッドやピット深さ、機械室や昇降路の寸法等を記載している。

■新技術の円滑な導入に向けた仕組みの検討

新技術導入に関する手続きの簡素化について

意見

○性能基準が建築基準法上明確になっていない新構造や新材料について、基準整備に係る手続き上の手順を簡略化し、迅速な実施適用ができるようご検討いただきたい。例えば、海外での実績を以って性能評価試験の一部を代用するなどの簡略化ができないかご検討いただきたい。

(理由)

○例えば、フィルム材料は、ドイツ W 杯や北京五輪のメインスタジアムに採用されるなど注目を浴びている材料であるが、国内での使用は認められていない。国内でも使えるように告示化に向けての動きも見られるが、見通しはたっていないようである。

第7回（7月16日）建築基準制度部会向け意見

「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方」について

平成25年6月20日

（公社）日本建築家協会 芦原太郎

（一社）日本建設業連合会 河野晴彦

（公社）日本建築士会連合会 後藤伸一

（一社）日本建築士事務所協会連合会 宮原浩輔

1. 構造適判に関する事前相談の推進

申請者から事前相談の希望があった場合、適判機関がそれにこたえられるような仕組みとしていただきたい。

（理由）前回の部会において、事前相談を前提とした制度は如何との意見も出たが、これは事前相談そのものを否定したものではないと受け止めている。前回意見書でも説明したが、構造計算というものも設計の一部であり、設計には創造的な要素が少なからずあるのであるから、構造計算適合性判定のプロセスでは設計者と審査側のコミュニケーションは必須である。

事前相談を活用することでより適正且つ円滑な審査が行えるとともに、申請者の技術力向上や審査判定基準の明確化・公正化につながることも期待できる。

2. 構造適判機関の指定の合理化

①構造適判機関の指定申請に対する不受理要件を明確にし、合理的な理由がない限り指定をすることとしたい。

（理由）前回の部会でも意見があったように制度本来の運用をすべきである。指定申請を不受理とした県数は13県と決して少なくなく、しかも不受理の理由には合理性が欠けていると思われるものもある。既存適判機関との健全かつ適正な競争を確保するためにも、申請があった場合には原則として受理するよう指導していただきたい。

②指定確認検査機関と同様に、県指定のほか複数の県をまたがって業務を行う全国指定ルートを設ける

（理由）前回も指摘したように、構造に関する必要な知識・技術は特殊なものを除き基本的には全国的に大きな違いはなく、ある地域で認められた設計手法は他地域で利活用されることも多い。また、全ての都道府県に構造種別ごとに高度な技術力を有する専門家を確保し維持することは容易でなく、むしろ全国的に確保して活用する方策が現実的で効率的である。

また、前回の部会資料3の8ページに示されているように、複数の適判機関があるものの業務範囲の制限から実質的に選択肢が無い府県が15ある。このような地域では業務範囲を設けないようにするなど、選択肢を広げられるよう指導していただきたい。

これらにより、一部の都道府県で適判機関の数が不足している地域格差の解消が期待できる。

3. 構造適判と建築確認の同一機関での審査を可能とする制度

構造適判の指定も受けている確認検査機関は同一案件の構造適判と確認審査を行なえるものとする

（理由）前回も指摘したように、構造適判制度の目的は、従来の確認検査機関では構造関係の審査に必要な技術力が不足していたため、必要な技術力（適判員）を備えた構造適判機関が審査を補完することとしたものである。構造関係の審査能力を備えた確認検査機関においては、同一案件であっても建築確認と構造適判を別の責任ある者がそれぞれの立場で行えば、適正な審査が可能である。

都道府県知事自らが構造適判を行う場合は、同一組織内で別の担当者が確認審査と構造適判を分担して適正に審査しているのであり、民間組織とはいえ、みなし公務員としての行動規範が求められている適判員が同様に公正な審査を行えない理由は無い。

構造関係規定の審査では確認検査員と適判員の業務分担が定められており、一部の審査項目については両者が審査する制度になっているが、このような確認検査員と適判員とによるダブルチェックを有効に機能させて合理的な審査を行うためには、両者が適切に連携して整合のとれた判定を行う必要がある。同一機関内であればこれらの連携がより効率的に行える。

前回の部会資料3の3ページ「適判における審査方法・審査体制」の中で、「平成22年3月の運用改善で建築確認と適判の並行審査が導入されたが、図面の不整合等審査の手戻りがあった場合の事務審査が煩雑なため、慎重な対応している機関がある」とことや、「国交省が、建築主事等と適判機関が共同で事前相談を実施するよう要請しているにもかかわらず、遠隔地にある等の理由から、共同事前相談はほとんど実施されていない」とことが指摘されている。このような状況は、たとえ同一機関であっても、確認審査と適判を別の責任ある者がそれぞれの責任を明確にして実施することで改善されるのであり、きめ細かな審査も可能となる。

4. 構造適判の対象建築物の見直しについて

前回の部会において、構造設計一級建築士が関与した場合の審査の合理化などを提案したところであるが、資料3の16ページにあるように、適判対象建物の見直しについて議論がなされることになったのは歓迎したい。

しかしながら、小規模建築物若しくはエキスパンションジョイントで接続された小規模な部分の定義がはっきりせず、共通認識となっていない。16ページでは木造3階建てや鉄骨増3階建てなど小規模建築物としているが、17ページでは、これらの例示となった建築物は中規模建築物若しくは大規模建築物にもなるもので、小規模建築物はいわゆる構造計算不要のカテゴリーになるものとされている。今後の検討となっている小規模建築物はどのような規模を想定しているのか、用語を整理しつつ明らかにして議論していく必要があると考える。

5. その他

①確認済証等が失効した具体的な事例について示していただきたい

(理由) 前回部会で秋山委員から意見が出たように(資料4の2ページ)、現行制度は民間確認検査機関が発行した確認済証や中間検査合格証、検査済証に対して、特定行政庁のチェックにより失効できるシステムとなっている。極端な例としては建物完成後に失効した例もあるのではないかと聞いている。

一旦発行された確認済証等が期限を定めずに失効が認められるようでは、確認検査制度そのものに対する信頼性が低下するのみならず、建築生産システムや建築経済までにも大きな混乱が生じるおそれがある。早急に制度のあり方を検討する必要があるので、失効に至った経緯など具体の事例について調査してご提示いただきたい。

②改修設計に建築士の関与を義務付けるようにしていただきたい

(理由) 耐震改修や用途変更などが建築工事に占める割合は年々高まっているが、建築士法第3条では新築、増築、改築、大規模の修繕若しくは模様替えだけが建築士に限る対象となっており、建築物の性能や使われ方に大きな影響を及ぼす耐震補強や用途変更等の改修設計については全く野放しの状態である。実態を踏まえた規制が必要と思われる。

適判制度見直しについての意見

2013年7月15日

齋藤拓生（仙台弁護士会）

適判制度については、建設業界や建築士団体等から、見直しの声が上がっている。しかし、適判制度の導入には、当然ながら、一定の立法事実が存在したのであり、見直しをするのであれば、まず、適判制度導入時にいかなる立法事実が存在したのか、その立法事実は何らかの変更があったのか、見直しを必要とする立法事実があるのかを慎重に検討することが必要不可欠である。

○ 平成18年4月28日の衆院本会議における北川国土交通大臣の法律案趣旨説明

「今般の問題では、構造計算の偽装を、元請設計者、指定確認検査機関、建築主事、いずれも見抜けなかったことから、建築確認検査制度への国民の信頼も大きく失墜しております。かかる問題の再発を防止し、法令遵守を徹底することにより、建築物の安全性の確保を図り、一日も早く国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるよう、早急に制度の見直しを行う必要があります。次に、この法律案の概要についてご説明申し上げます。第一に、建築確認検査の厳格化を図るため、一定規模の建築物について第三者機関による構造計算適合性判定を義務付けるとともに、三階以上の共同住宅について中間検査を義務づけること等としております。」

○ 平成18年4月28日の衆院本会議における北川国土交通大臣の答弁

「今回の偽装物件の偽装内容には、コンピューターによる計算途中の数字の改ざんなどが巧妙なものもあり、偽装を確実に見抜くためには、構造計算の過程等の詳細な審査を行うことが不可欠。このため、建築主事等が行う審査に加え、構造の専門家である判定員を有する公正中立な第三者機関において構造計算の過程等の詳細な審査や再計算を実施することにより、その適法性のチェックを行うこととした。」

○ 平成18年5月17日の衆院国土交通委員会における山本政府参考人の答弁

「偽装を漏れなく発見しようとするれば、現在行われている審査に加え、構造計算の過程等の詳細な審査・再計算を行う必要があるが、指定確認機関の資格者又は建築主事においてこれを行うということになれば、人員や技術に限界があり、現行の審査体制では実質的には困難であると判断している。このため、高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物において構造計算の適合性を的確に審査するためには、建築主事等が行う審査に加えて、第三者機関において一定の技術力を有する者が構造計算の過程等の審査や再計算を実施することによって、その適法性のチェックを行う体制を整備する必要があると考え、今回の改正をお願いしたところ。」

「申請者が、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関それぞれの指定基準を満たしていれば、これらの業務を遂行する能力あるものとして、両方の機関の指定を受けることは可能。しかしながら、同じ建築確認の物件について、同じ機関が建築確認と構造計算適合判定の両方を行うことは、制度の趣旨に照らして、不合理であるので、指定の基準においては、そういった行為ができないように規定しているところ。」

適判制度は、以上のような説明・答弁を踏まえて、制定されたものである。その適判制度について、見直しを行うというのであれば、適判機関や構造計算偽装訴訟を担当している弁護団からのヒヤリングを行うなどして、適判制度の見直しを必要とする立法事実の有無を厳密に検討するべきである。そうでなければ、「構造計算偽装問題の再発を防止し、法令遵守を徹底することにより、建築物の安全性の確保を図り、一日も早く国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるよう、早急に制度の見直しを行う」として、導入された適判制度の趣旨が没却されることになりかねない。

以上

「1. 構造計算適合性判定制度」…に関する意見

前回提出した意見と一部重複しますが、下記に改めて私の意見を認めます。

(1) 早いことはよいことだ…は妥当なのか。

・耐震偽装事件を痛切な教訓として本制度が創設された趣旨を振り返るとき、「審査期間」や「審査手数料」で競いあうことを是とする議論には、くれぐれも注意する必要がある。適合性判定制度は、市場原理に従う自由競争には馴染まない側面があることを忘れてはならない。

(2) 確認申請と適合性判定を同一機関で一気に…は妥当なのか。

・法律において適合性判定を知事の業務と位置づけた。これは、適合性判定には、申請者、確認検査機関とは異なる立場、つまり第三者としての独立性を求めている証左に他ならない。とすれば、同一機関が確認申請と適合性判定を同時に実施することは、本制度の趣旨に照らし合わせてありえないのではないのか。事実、知事においても、建築主事に当該適合性判定を担当させることは禁じられている。

(3) 「常勤中心」、「非常勤の多用」…どちらが健全なのか。

・資格を持った判定員とて、得意な分野と不得意な分野があるだろう。従って、適合判定機関には、多用なニーズに応えうる複数の判定員を確保していることが望まれる。これによって、依頼案件の特性に応じて最も相応しい判定員の担当が可能となり、これは判定品質の確保に直結する。

・設計者として活躍する人材が、時には審査側に回って設計者と同じ目線で適合性判定を行うことで、審査の公正さと適正が確保でき、これこそが「ピアレビュー」の神髄であり最大の効用である。それを考えれば、設計実務者が非常勤判定員として適合性判定に携わる制度は堅持すべきである。

・業務品質の確保において常勤判定員の存在が不可欠であるとの議論は理解できるが、「ピアレビュー」の神髄を考えれば、常勤判定員だけから（もしくは常勤判定員を中心に）構成される判定機関は健全とは言えないと思う。

(4) 「ピアチェック」と「ピアレビュー」の違い

・(3) では「ピアレビュー」の効用を指摘した。ただ、適合性判定の審査現場において実際に行われているのは、双方向の会話と理解が前提となる「ピアレビュー」ではなく、一方向からの指摘にとどまる「ピアチェック」が少なくないと聞いている。時間的な制約他諸々の問題があることは理解できるが、やはりめざすところは「ピアレビュー」であるという立場は貫くべきである。

(5) 都道府県によっては適合性判定機関を選べない…それは不当なのか。

・(1)、(2)でも指摘したように、適合性判定制度には、市場原理に従う自由競争には馴染まない側面があり、また申請者や確認検査機関からの独立性が求められている。耐震偽装事件を教訓として国民の生命と財産を守る制度として創設され、その権限が知事に与えられたのであるから、知事に代わって適合性判定を行う事業者の選定はやはり知事の専権事項であろう。

<以上>

3. 「仮使用承認制度」に関する意見

仮使用承認制度の目的の一つが、工事中の事故防止・防災避難等の安全性等を確認するための審査であるという説明がなされているが、建築ストックの活用が求められる時代にあっては、建築物を使用しながら改修などの工事を進めることが求められている。

したがって、竣工時の仮使用承認というような仕組みではなく、存在する建築物に関して、それが新築の途中である場合と、竣工後の時を経た場合とを合わせて、工事を行う場合の安全性確保について、制度の構築がなされるべきではないだろうか。

現在の建築確認制度は、安全性をはじめとする建築物の適切なありかたを、主として新築時にチェックするという手法をとっている。しかし、既存建築ストックを適切に活用しなくてはならない社会にあっては、それが制度として不十分なものになっており、また、不必要なことまでを新築時にチェックするという形になっている。

テナント未入居時のベースビルディングとフィットアウト工事の関係は、テナント入れ替え時のフィットアウト工事と合わせて考えるべきである。また、S I住宅などにおける、集合住宅の部分的スケルトン状態での使用開始についても、同様な観点からの制度検討が必要であろう。さらには、集合住宅全体としては居ながらで行う、階段室ごとの大規模改修などに関しても、制度検討が必要であろう。

既存建築ストックが適切に存在し続け、適切に使用されるための仕組みについて、報告義務というような制度でなく、所有者がそのように努めることによってなんらかのインセンティブが働くような仕組みを構築することが必要であろう。現状の竣工検査のようなものを何年かごとに受けると、何らかの優遇があるような仕組みも考えられるかもしれない。その場合は、既存不適格の考え方を整理しておくことが必要である。

大規模な改修工事に関して、新築時に行われる確認申請とは別の、建築基準法に適合しているかどうかを確認するのではなく、安全性も含め、適切な改修工事であるかどうかを認定するような制度も考えることができよう。これについても、既存不適格部分に関して、より安全になるのであれば現行の基準法に達していなくても認めるような仕組みが望まれる。

第6回部会配布資料ならびに意見交換を踏まえた意見提案

(1) 構造計算適合性判定制度について

I. 問題認識

①耐震強度偽造事件等の再発防止への早急な対応のため建築基準法の改正（H18）による構造計算適合性判定制度が導入された。

②一方で、建築士法改正（H20）により構造一級建築士制度が導入された。

③耐震強度偽造事件の再発防止という意味での緊急性、重大性を鑑みたとき、それらの導入は適切だったと言えるが、両制度が安定してきた段階で、中長期的にはそれらの合理的活用を検討すべきではないか。

II. 提案とその理由

①現行の確認審査では、設計時に構造一級建築士が「構造設計」と「法適合性」をやり、確認審査期間で構造計算適合性判定（第三者性の担保）を行っていることになっている。

②その結果、確認申請準備から、確認審査を経て確認が下りるまでに相当程度の期間がかかることになっているが、（この期間は、前回中島委員の発言にもあったように、少々長くともいいと私も思うが）もし、これを短縮する必要がある、あるいは将来、確認審査の期間ではないところで適合性判定をする必要性／可能性があるとすれば、次のことが考えられる。

③すなわち、確認審査を受ける前に、構造一級建築士による構造設計ならびに法適合性の確認をする、その後第三者性を担保できる機関で適合性判定を受けた後に、確認申請をする。（確認機関では、構造計算適合性判定はしない。）

④この手順の方が建築主の責任範囲が明確になり、また行政側（民間確認機関を含む）の確認審査に要する人的、時間的負担も軽減することができる。

⑤中長期的には、このような制度に移行していった方が、自己責任が明確になり、かつ制度もすっきりするのではないか。

第6回部会資料及び意見交換を踏まえたご意見提出について

「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方」

6 新技術の円滑な導入に向けた仕組みの検討

南 一誠（芝浦工業大学）

建築関連5団体（公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会）は、UIA2011 東京大会の開催と東日本大震災の被災を契機として2011年9月20日に「建築・まちづくり宣言」を発表し、その後、建築五会建築社会システム検討会（座長：芝浦工業大学教授、南一誠）を組織し、2013年4月8日に「建築・まちづくり宣言の目指すところ」を取りまとめ公表しています（パンフレットを添付します）。

「建築・まちづくり宣言の目指すところ」の、1. 安全・安心な生活環境づくりにおいて、「社会の成熟と技術の高度化に対応して、法に定めるべきもの、専門家や事業者の団体に委ねるもの、専門家個人の責任と判断に委ねるものを整理するよう努めます。」と述べており、今後、新技術の円滑な導入に向けた仕組みの検討について、建築関連五団体としても制度改善に向けて努めていくと宣言しています。

建築関連 5 団体

建築・まちづくり宣言

公益社団法人 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 5 階 Tel.03-3456-2061
<http://www.kenchikushikai.or.jp/>

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-21-6 八丁堀 NF ビル 6 階 Tel.03-3552-1281
<http://www.njr.or.jp/>

公益社団法人 日本建築家協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-3-18 JIA 館 Tel.03-3408-7125
<http://www.jia.or.jp/>

一般社団法人 日本建設業連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 8 階 Tel.03-3551-1118
<http://www.nikkenren.com/>

一般社団法人 日本建築学会

〒108-8414 東京都港区芝 5-26-20 Tel.03-3456-2051
<http://www.aij.or.jp/>

建築・まちづくり宣言

私たち建築関連団体は、建築の質と性能の確保並びに建築・都市文化の振興に貢献し、安心・安全で持続可能な社会にむけて、建築・まちづくりを推進していくことを宣言します。

建築は私的なものであっても、その存在は社会・文化的環境の一部を形成し、建築の創造行為は個人の利益のみならず、公共の利益にかかわるものとなります。私たちは建築・まちづくりにおいて、市民・行政と連携して専門家の役割と責任を果たし、公共的価値実現のために貢献していきます。

我が国は豊かな自然風土に恵まれているものの、時に自然の脅威にさらされる国でもあります。私たちは日頃から地球環境に配慮してかけがえのない自然を守りつつ、災害に強い建築・まちづくりを推進し、災害が起きたときには連携して復旧・復興活動を支援していきます。

私たち建築関連団体は、以下の基本方針のもとに、建築・まちづくりに取り組んでいきます。

〔建築・まちづくり宣言 基本方針〕

1. すべての人々が生き生きと健康に暮らせる、安全・安心な**生活環境づくり**に貢献します。
2. 健全で活力ある生産・経済活動を支える、持続可能な**社会環境づくり**に貢献します。
3. 人々が誇りと愛着を持ち、地域固有の自然や歴史を継承する、豊かな**文化環境づくり**に貢献します。

(2011年9月20日)

建築・まちづくり宣言の目指すところ

私たちは、安全・安心で持続可能な建築・まちづくりを行い、建築の質の向上および建築・都市文化の振興に貢献することを目指して、2011年9月、建築・まちづくり宣言を発表しました。

この宣言は、次のような基本的な認識のもとに取りまとめたものです。

建築について

建築は、所有者・利用者にとって価値あるだけでなく、公共的価値を持つ社会的資産です。

- 建築は、国民の生活の場を形成します。
- 建築は、経済活動の場を形成します。
- 優れた建築は、それ自体が文化的な価値を持っています。
- 建築には多くの資材を要するだけでなく、建築に由来する地球温暖化ガス排出量は極めて大きく、建築・まちづくりは地球環境の維持に大きなかわりを持っています。

建築に関係する人々の役割について

建築には、建築主、所有者、専門家、事業者、地域住民、行政など多くの関係者が参加しますが、互いの立場を尊重し、適切な関係のもとに、各々が役割を担い、社会的責任を果たすことが必要です。

- 建築主、所有者の考えは、建築の質やコストの決定において大きな要素になっています。
- 建築・まちづくりの専門家や事業者には、建築主や利用者などの要望に応えるとともに、社会性、公益性に配慮した自律的行動が求められます。
- 建築に関わる専門家や事業者と建築主は、対等な立場で信義に即した公正で明確な文書による契約に基づき業務を行うことが必要です。
- 専門家は、常に自らの知識・技能の向上に励み、継続能力開発（CPD）など自らの資質向上のための継続的な研鑽が必要です。
- 専門家や事業者が構成する団体には、公正な業務遂行や倫理意識の醸成など公益に資するための自律的監督体制の確立が求められます。

建築・まちづくり宣言を実現するために、私たちは、次のような行動をとっていきます。

1. 安全・安心な生活環境づくり

- 自然条件・社会条件から、生活と産業、地域の機能やコミュニティを守る建築・まちづくりに努めます。
- 災害などの非常時においても、人命を守るだけでなく、生活と産業、都市や地域の機能継続が確保される建築・まちづくりに努めます。
- 社会の成熟と技術の高度化に対応して、法に定めるべきもの、専門家や事業者の団体に委ねるもの、専門家個人の責任と判断に委ねるものを整理するよう努めます。

2. 持続可能な社会環境づくり

- 健全で活力ある社会、経済活動の基盤となり、発展させる建築・まちづくりに努めます。
- 建築の長寿命化、省エネルギー化に努めます。
- 建築単体からまち全体までを、また設計・施工から、運用段階の増改修・模様替え・解体までの建築の全生涯を対象として、良質な環境の創造と維持に取り組むように努力します。
- 循環型社会を目指して建築の省資源化に努めます。
- 地域産の資材、地域に根ざした技術の活用を図るなど、積極的に地域の活力を生かすよう努めます。

3. 豊かで美しい文化環境づくり

- 建築の活用、保存、再生を通して、質の高い建築ストックの形成と豊かで美しい文化の育成に努めます。
- 建築・まちづくりを通して、地域文化の形成と次世代への伝承に貢献します。
- 建築の建つ場所・使われ方に対応した誘導基準やまちづくりの合意形成のプロセスなどの整備を通じて、建築主にとってわかりやすく、判断しやすい建築・まちづくりの制度の実現に努めます。

(2013年4月8日)

建築関連5団体は、UIA2011東京大会の開催と東日本大震災の被災を契機として、2011年9月に「建築・まちづくり宣言」を発表しました。

その後、5団体は合同して建築社会システム検討会を設置し、「建築・まちづくり宣言」の具体的な内容について検討を進め、「建築・まちづくり宣言の目指すところ」を2013年4月にとりまとめました。

「効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方の検討」に関する意見

東京都都市整備局

上野 雄一

○ 構造計算適合性判定における審査方法・審査体制について

(いわゆるワンストップサービスについて)

指定確認検査機関と指定構造計算適合性判定機関の双方の指定を受けている者が、指定確認検査機関として建築確認をしようとする案件について構造計算適合性判定を行なうことは、構造計算の法適合性について第三者による複層的なチェックを確保するという趣旨から、できないとされている（国土交通省住宅局建築指導課監修「平成18年6月改正 建築基準法・建築士法の解説」など）。

同一機関が同一の案件について建築確認と構造計算適合性判定を行なうということは、第三者による複層的なチェックが確保されなくなるということを意味し、そうすると構造計算適合性判定制度の創設の趣旨が没却されることとなり、また、エンドユーザー保護を図る観点からも危惧される。

建築物の構造安全性を確保するために、一定の建築物について、第三者による複層的な審査を行なうべきであるという社会的要請は、今日においてもあると考えられるので、引き続き、建築確認と構造計算適合性判定を別機関で行なうべきである。

なお、審査期間が長くなっている要因の一つとして、判定員一人当たりの審査件数が多いことが指摘されていることについては、判定員の業務環境を改善する取組みが必要と考える。

○ 構造計算適合性判定の対象について

・ 小規模建築物

軒高9メートルを大きく超えない戸建ての木造あるいは鉄骨造（地階を除く階数が3以下）の住宅であって、技術の進展状況を踏まえ、工学的知見を加味した上で、構造方法等に関する安全上必要な技術的基準の明示が可能なものについては、その

明示により適用範囲や要求性能・仕様が明確となり、透明性が確保されるとともに、基準への適合性に関する審査も比較的容易になると考えられることから、構造計算適合性判定の対象から除外してもよいのではないかと考える。

- 構造上 Exp. j 別棟の建築物

いわゆる道連れピアチェックが必要とされている Exp. j 等で連結された建築物の当該建築物の部分については、ルート 1 で大臣認定プログラムを用いずに構造計算を行なう場合は、構造計算適合性判定を不要とすべきである（第 6 回建築基準制度部会資料 3 の P 18 下段の図）。

なお、既存不適格建築物に令第 137 条の 2 を適用し、Exp. j 等を介して増築する場合、現在、増築部分がどのような規模・構造計算方法であっても、構造計算適合性判定は不要とされている。この増築部分について、単独での新築であれば構造計算適合性判定の対象となる規模等の場合は、構造計算適合性判定が必要となるようにすべきである。

- 仮使用承認制度について

仮使用承認については、指定確認検査機関は行なうことができず、特定行政庁だけが対応できることとなっている。

これは、仮使用の承認に当たって、個別に裁量性のある判断が必要であるからであるとされていることによる（第 6 回建築基準制度部会資料 3 の P 26）。

実際の事例の中には、裁量性のある判断を要しないものもあると考えられ、そうした事例を想定して羈束的な判断が可能な審査基準が整備されれば、指定確認検査機関による仮使用承認を認めてもよいのではないかと考える。指定確認検査機関が自ら建築確認を行なった建築物について、一定の条件の下で仮使用承認も可能となれば、当該案件を扱う立場の特定行政庁と指定確認検査機関との役割分担が明確となり、特定行政庁の業務の効率化にも寄与すると考えられる。

具体的な事例としては、用途上不可分にある同一敷地内の複数の建築物がある場合で、工事中の部分有する建築物が仮使用部分を有する建築物とは独立している

場合や、工事中部分が外構工事のみの場合で、仮使用部分と敷地外との間の経路について通行や避難に支障が生じない場合などが想定される。

○ 昇降機等の建築確認の審査、定期検査報告制度、維持・運行管理について

・ 確認審査

エレベーターの確認審査において、制御盤回路図も審査対象とするのであれば、その旨、告示等に明示する必要がある。

しかしながら、制御盤回路図を審査対象にするとすると、安全装置については、メーカー独自の取組みが進み、著しく精密かつ専門的な分野となっている現況からすると、現行の建築基準法に基づく審査体制の下でのその性能の確認には限界があると考えられることから、大臣認定の取得を前提とした審査方式を全面的に採用する必要があるのではないかと考える。(注参照)

あわせてエレベーターの安全確保の観点から、定期検査報告制度や維持・運行管理も含め、行政の関与のあり方を整理すべきである。

・ 定期検査報告制度、維持・運行管理

近年のエレベーターの高性能化に対応するため、定期検査については、高度な技術及び資格を有する専門家が実施しており、また検査・点検内容が建築物の調査に比べて、著しく精密かつ専門的となっている状況に鑑みると、エレベーターの定期検査、点検業務を実施する資格者については、一級若しくは二級建築士のみ資格者も対象となっているところを、その業務を的確に実施できる資格者に限定する必要があるのではないかと考える。

また、保守会社のうち、定期検査業務を行なう会社については、一定の有資格者や技術力を有すること等を条件とした登録制とすることも、検討する必要があると考える。

注) 現行の審査方式では、建築確認におけるエレベーターの制動装置の構造方法については、まず、戸開走行保護装置のように大臣認定を受けているものについては、その大臣認定に先立ち、性能評価機関が、国の評価基準に基づき、安全制御回路図を含む書類審査及び現地試験において、制動能力等について確認を行うこととなっている。そして、審査庁における確認申請時の審査では、国が定めた「確認審査等に関する指針」により、当該認定を受けた構造方法であることを確かめることとされており、認定条件への適合の確認を行っている。

大臣認定を受けていないものについては、当該制動装置の数値基準や仕様基準、計算による検証方法が明示されているものを別として、装置設置の有無、製品型番等による確認を通じてしか、その性能を確認する手段がない状況にある。安全装置の制御盤回路図については、組み込まれているプログラムも含め審査庁にとってはブラックボックス化が著しく、少なくとも性能評価機関による性能評価の型式番号の添付がなければ、確認申請図書に基づく法規上の性能を満たしているか（あるいは性能を発揮するための適正な設計となっているか）否かの判断は不能である。